

新型コロナウイルス感染症に係る市が所有する 公共施設の再開について

昭島市においては、新型コロナウイルス感染症に係る市が所有する公共施設の休館等について、感染拡大を抑止する必要があることから、6月7日まで、施設の全部又は一部を休館等としている。

この度、国において、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めため、5月25日に緊急事態宣言が解除された。

これにより、本市は、施設の使用制限について、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じた判断を行うこととする。

現時点において、昭島市内は感染拡大の傾向は見られていない。

そこで、今後は、東京都が示した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」及び事業者向け「東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～」などを準用して作成する「市有施設における感染防止方針」に基づき、所管する公共施設の特性に応じた感染防止対策チェックシート等を所管部署で作成し、感染防止対策を講じる準備ができ次第、順次再開していくこととする。

なお、上記の方針については、状況に応じて随時見直しを行うこととする。

昭島市

市有施設における感染防止方針

1 市有施設の感染拡大防止対策等

(1) 再開に向けた考え方

- ア) 市有施設については、施設ごとに徹底した感染防止対策を講じたうえで再開する。
- イ) 市外からの来館者等が多く訪れる施設など、大人数の入館が見込まれる場合は、入館制限を行うなどの体制の整備を進める。
- ウ) 感染が生じた施設については速やかに休館し、消毒等の措置を講じる。

(2) 感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を講じることを基本とする。

<来館者>

- ① 必要に応じて入館者の制限や誘導を行うこと
- ② 手指の消毒設備の設置を行うこと
- ③ マスクの着用等の要請を行うこと
- ④ 「3つの密」を徹底的に避けること
- ⑤ 室内の換気や人と人との距離を適切にとること
- ⑥ その他、基本的な感染防止対策を徹底すること

<職員等>

- ① 検温等による体調管理を励行すること
- ② マスク着用を励行すること
- ③ 勤務シフト活用による時差出勤等を実施すること
- ④ その他、基本的な感染防止対策を徹底すること

(3) 再開に当たっての留意事項

- ア) 指定管理者制度を導入する施設においては、指定管理者等との協議・調整を十分に行った上で、再開に向けた体制を整備すること。
- イ) 本方針を基に、施設の特異性を踏まえた、施設ごとの感染防止対策チェックシートを定めること。
- ウ) 各施設における感染防止対策チェックシートについては、市ホームページ等で公表し市民に明らかにし、その安心を確保すること。
- エ) 各施設における感染防止対策については、必要に応じて医師等に意見を求めることにより、効果的な対策を行うこと。